

政令第 号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

理由

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。